別表第二中「四・八六六」を「四・八九五」に、「四・五七一」を「四・五九九」に、「四・二一六」を「四・二四二」に、「三・八四八」を「三・八七二」に、「三・六六六」を「三・六八九」に、「三・三七七」を「三・三九九」に、「三・一六四」を「三・一八五」に、「三・〇〇四」を「三・〇二四」に、「二・八〇三」を「二・八二二」に、「二・六一五」を「二・六三三」に、「二・三五六」を「二・三七三」に、「二・一五七」を「二・一七三」に、「二・〇一〇」を「二・〇二五」に、「一・六九五」を「一・七〇八」に、「一・一八七」を「一・一九八」に、「九五八」を「九六八」に、「五八九」を「五九七」に、「〇・七九九」を「〇・八一〇」に、「〇・六五六」を「〇・六六四」に、「〇・五八九」を「〇・五九七」に、「〇・五三二」を「〇・五四〇」に、「〇・四二三」を「〇・四三〇」に、「〇・三五六」を「〇・三六三」に、「〇・三一九」を「〇・三二六」に、「〇・二九五」を「〇・三〇一」に、「〇・二六六」を「〇・二七二」に、「〇・二四一」を「〇・二四七」に、「〇・二三三」を「〇・二四〇」に、「〇・二三二」を「〇・二三八」に、「〇・二二四」を「〇・二三〇」に、「〇・一九六」を「〇・二〇二」に、「〇・一六〇」を「〇・一六六」に、「〇・一二三」を「〇・一二九」に、「〇・一〇五」を「〇・一一一」に、「〇・〇九一」を「〇・〇九七」に、「〇・〇八四」を「〇・〇八九」に、「〇・〇八三」を「〇・〇八八」に、「〇・〇六三」を「〇・〇六九」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六二」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五九」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年度	〇・〇四五

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

平成二十五年度	〇・〇三六
平成二十六年度	〇・〇二二
平成二十七年度	〇・〇一一

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（附則第四条及び第五条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成三十年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、同法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び同法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における同法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律第三条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における同法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十六号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三